

はじめに



少子高齢社会が進展する中において、国際化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題への対応など、日本は時代の大きな変革期にあります。

また同時に、地域主権の本格的な到来に備え、都市としての自立性を高め、自らの知恵と努力により個性あるまちづくりと効果的かつ効率的な都市経営を行うことが求められる時代でもあります。

そうした時代の中、本市がこれからの10年間、市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となる第5次総合計画を策定いたしました。

この総合計画では、中長期的な視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を行って、“活力と魅力のある草津”を創出していくため、『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』を将来のまちの姿として掲げております。今後、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指し、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持って、市民の皆様が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開し、草津の人とまちに“ふるさと草津の心”^{シビリック・プライド}が生み出されるよう取り組んでまいります。

この総合計画の策定では、市民会議における議論やワークショップによるアイデアの抽出など、できる限り多くの市民の皆さんの御意見を反映できるよう様々な方法での市民ニーズの掘り起こしに努めてきました。今後の計画の進捗についても、市民の皆様とともに評価してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、御指導や御提言をいただきました総合計画審議会委員、草津市議会議員の皆様をはじめ、総合計画策定市民会議委員、総合計画策定懇話会委員の皆様、「座・でいすかす」や市民意識調査などでまちづくりについて貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様にご心から厚くお礼を申しあげます。

平成22年3月

草津市長 橋 川 渉

目 次

この計画について

草津市の現状と課題

1 位置と地勢	2
2 地域の特性	4
3 人口の見通し	8
4 時代の潮流	12
5 国・県の動向	15
6 主要な課題	16

基本構想

1 将来ビジョン	20
2 まちづくりの基本方向	26
3 行政の姿勢と役割	34

資料編	37
-----	----

この計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

基本構想 平成22（2010）年度から平成32（2020）年度まで

基本計画

第1期	第2期	第3期
平成22（2010）年度から 平成24（2012）年度まで	平成25（2013）年度から 平成28（2016）年度まで	平成29（2017）年度から 平成32（2020）年度まで

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、以下の内容とします。

構 成	内 容
草津市の現状と課題 <ul style="list-style-type: none">・位置と地勢・地域の特性・人口の見通し・時代の潮流・国・県の動向・主要な課題	<ul style="list-style-type: none">●草津市が置かれている現状を整理しています。●現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示しています。
基本構想 <ul style="list-style-type: none">・将来ビジョン・まちづくりの基本方向・行政の姿勢と役割 ■構想期間： 平成22（2010）年度から 平成32（2020）年度まで	<ul style="list-style-type: none">●市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。●ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。●草津市議会における議決（平成21年（2009）年12月22日）を受けて策定しています。
（第1期） 基本計画 <ul style="list-style-type: none">・リーディング・プロジェクト・地域経営の方針・分野別の施策・行財政マネジメント ■計画期間： 平成22（2010）年度から 平成24（2012）年度まで	<ul style="list-style-type: none">●計画期間における本市まちづくりの指針となる計画です。●「リーディング・プロジェクト」として、本市まちづくりをけん引する施策の展開イメージを示しています。●「まちづくりの基本方向」を踏まえた体系的な「施策」を示しています。●市民とともに設定した「達成目標」と「達成指標」を示しており、達成評価を可能としています。これにより、適切な進捗管理を行います。●基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、行財政マネジメント力の向上と市民自治基盤の強化に向けて取り組む内容を「地域経営の方針」「行財政マネジメント」として示しています。



宿場をしのぶ
草津宿本陣



白波よせる近代農場
北山田そ菜園風景



心のなごむ湖の絶景
志那の浜



古き宿駅「野路駅」の
名残り

草津市の 現状と課題



芦浦観音寺
白鳳の寺々跡



東路への姿をとどめる天井川
旧草津川堤防道



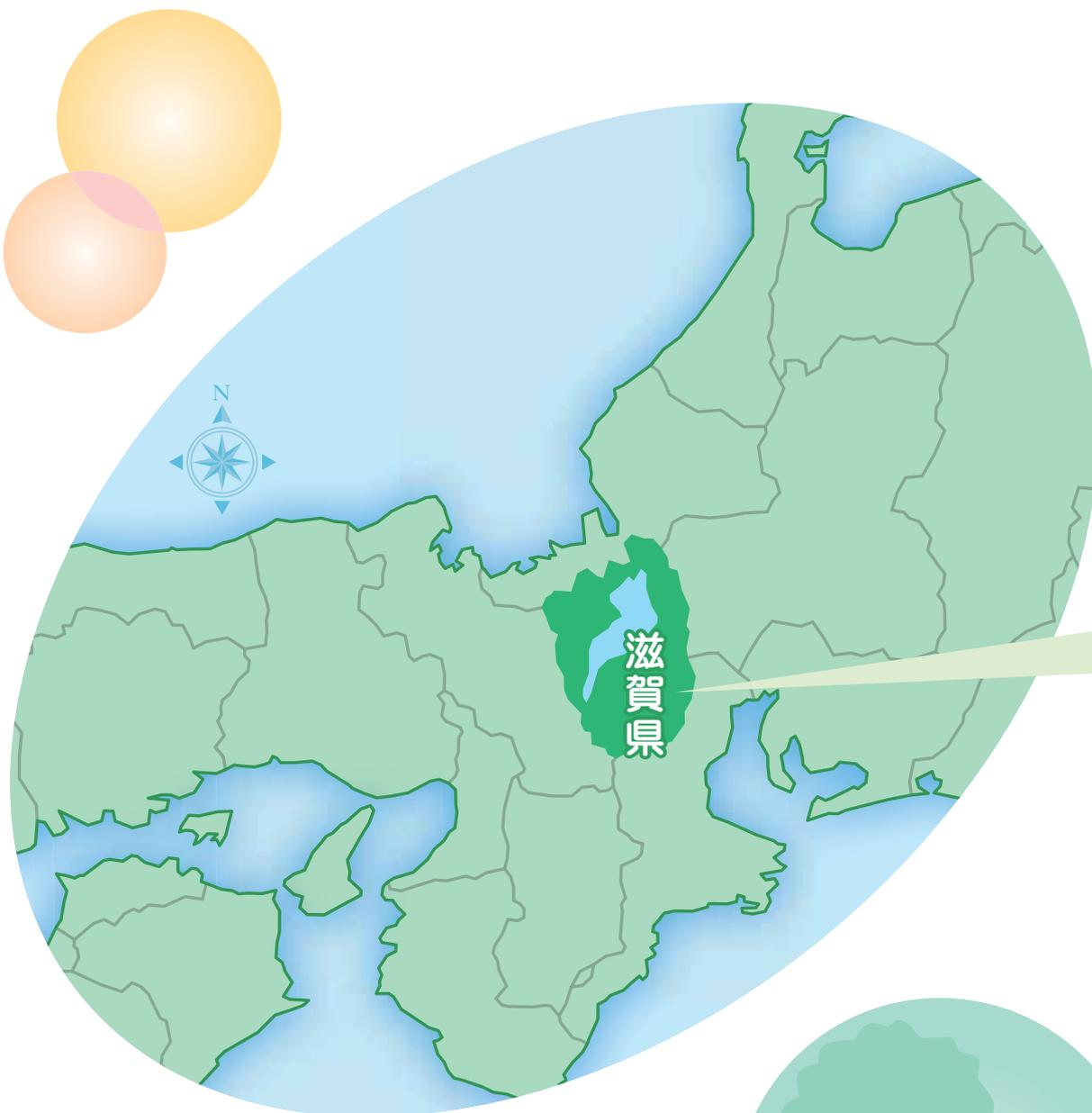
栗太武士の拠点
青地城址



姿を変える
矢橋の浜

1 位置と地勢

本市は、滋賀県の南東部に位置して、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあります。





市域は、南北約13.2km、東西約10.9kmで、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は67.92km²（うち琵琶湖面積19.7km²を含む）となっています。湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。



2 地域の特性

美しく、変化に富む**自然**



県内でも温暖な気候に恵まれており、琵琶湖の湖辺一帯に広がるのどかな田園風景は、琵琶湖対岸に望む比良・比叡の山並みと調和し、四季折々の美しい景観が本市に彩りを添えています。なかでも烏丸半島周辺のハスの群生地は全国有数の広さと美しさを誇り、湖辺のヨシ原は昔ながらの風景を今に残しています。こうした水辺には、冬になるとコハクチョウを始めとする多くの野鳥が群れをなして飛来します。

また、ため池や鎮守の森、天井川として全国的に有名であった旧草津川などが、まちなかの水と緑の空間として残され、住宅地のすぐ近くにある牟礼山やイオロ山などには、市内でわずかに残された自然の雑木林が大切に守られています。

このように本市には、土地の自然そのもの、そして、自然と人の関わり合いのなかで形作られ守られてきたものからなる、変化に富んだ美しい自然的特性があります。





行き交い出会う、街道文化

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古からの人の営みの歴史があります。

古代官道が走るなど古くからの交通の要衝でもあり、江戸時代になると、東海道と中山道が分岐・合流する地として草津宿が発展しました。多くの大名や姫君が泊まった草津宿本陣は、往時の姿を現代に伝えて国指定の史跡となっています。

さらに、琵琶湖の湖上交通の拠点としても重要な地であり、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上の船を掌握するなどの重要な役割を担い、発達した舟運に矢橋や山田、志那の湊などが活気を見せていたといえます。



こうして、古くから陸上、湖上の交通の要地としての歴史がある本市には、多くの人やものが行き交い出会うなかで育まれた街道文化が息づいています。また、数々の由緒ある社寺や地域に根付いた伝統芸能、そのほかさまざまな歴史文化遺産が受け継がれ、大切に守られています。

躍動を続ける草津

湖南地域の中核的な都市として広域的視野に立ったまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、都市機能を充実させ、発展してきました。

“若い力”
が広がる

少子・高齢化と人口減少が進む全国的な人口動向と異なり、本市では、大都市圏へのアクセスがよく生活の利便性が高い職住近接のまちとして、また、大学のあるまちとして、ファミリー世帯の転入や学生の流入が継続しています。



こうした動きが“若い力”となって地域に広がり、市民活動や協働の取り組みもますます活発となってきています。

近畿圏・中京圏
をつなぐ

本市はJR琵琶湖線や国道1号、名神高速道路などの国土交通幹線が交わる交通の要衝であることから滋賀県を代表する工業都市として発展し、今なお、先端技術を生かした新しい産業の立地が続いています。

平成20年2月には新名神高速道路の整備に伴い、ジャンクション・インターチェンジが新たに設置されるなど、今まで以上に中京圏との関係が深まり、近畿圏、中京圏の両大都市圏を結ぶ力が強まっています。





多様な都市機能
が集まる

市の中心市街地は2つのJR駅を核としています。JR草津駅は、JR琵琶湖線とJR草津線が接続する駅であり、また、県内JR駅で最も乗降客数が多い駅です。駅周辺では大型商業施設や高層住宅等の開発が進み、旧東海道沿道には地域の情報発信基地となるFM放送局が開局するなど、近年さらに新しい活力が生まれつつあります。JR南草津駅も乗降客数が県内3位の駅です。駅周辺では、土地区画整理事業などに伴う住宅基盤整備が継続し、ファミリー世帯や学生等の居住ニーズを受け止めて、新たな出会いが生まれるまちとなっています。



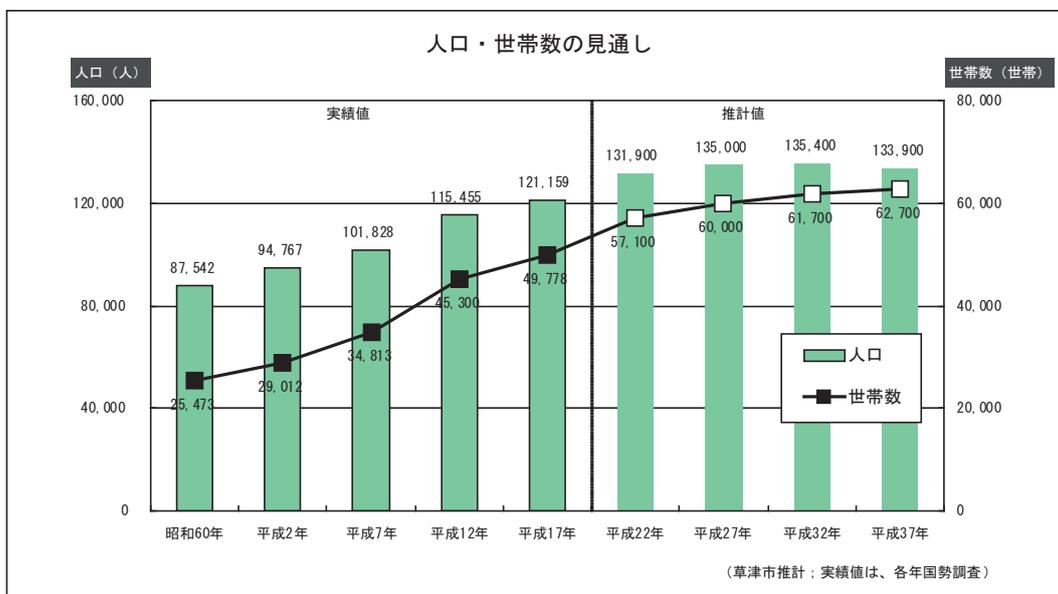
さらに、東南部丘陵地には、びわこ文化公園都市区域に文化・教育・福祉等の施設が集まっており、立命館大学びわこ・くさつキャンパスや県立長寿社会福祉センターなどがあります。湖岸域には、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森、UNEP国際環境技術センター、Biyoセンター（琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター）、県立水環境科学館、(財)国際湖沼環境委員会（ILEC）など環境分野の有力な施設のほか、幹線道路沿道には新たな大規模商業施設が立地しています。



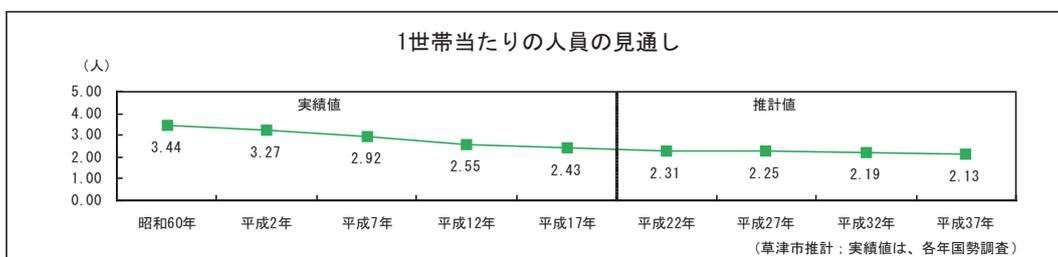
3 人口の見通し

本市の人口は、昭和29年の市制施行時には32,152人でしたが、昭和40年代から50年代にかけて、京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まると同時に、旧国鉄の複々線化がなされたことで、著しく増加しました。さらに、大学の立地やJR駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年、一段の人口増加となって、平成17年では121,159人（国勢調査）となっています。

今後の推計として、本市では依然継続して人口が増加し、平成32年には135,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じることが見込まれます。世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成17年で49,778世帯となっています。平成32年には61,700世帯程度まで増加し、人口がピークを迎えた後も微増を続ける見込みとなっています。

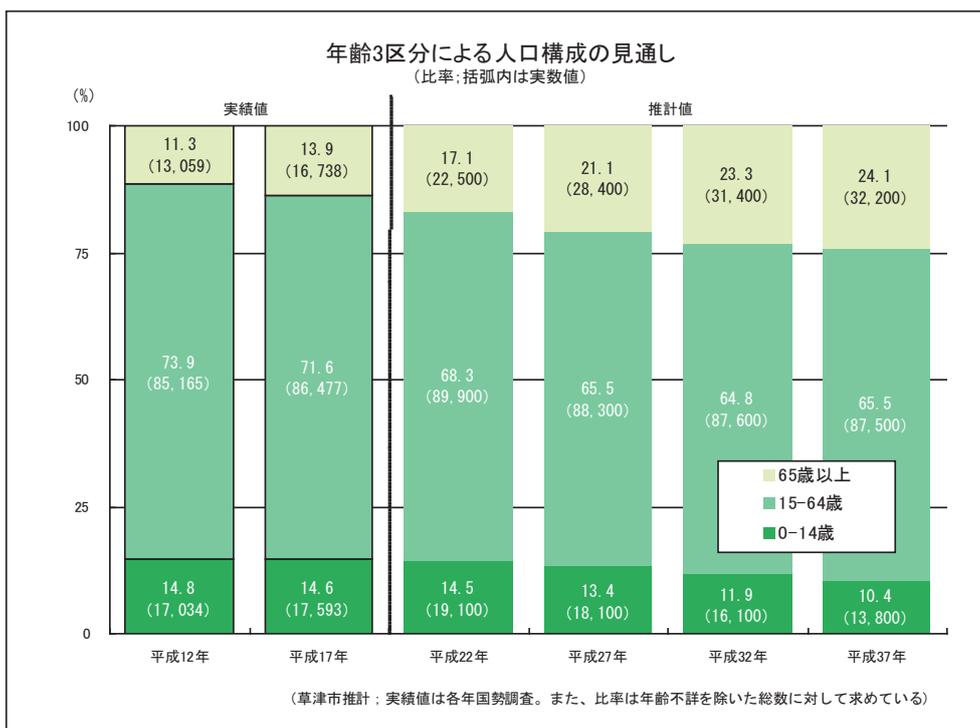


世帯規模の縮小はさらに進んで、平成17年に2.43人であった1世帯当たりの人員が、平成32年には2.19人となることを見込まれます。

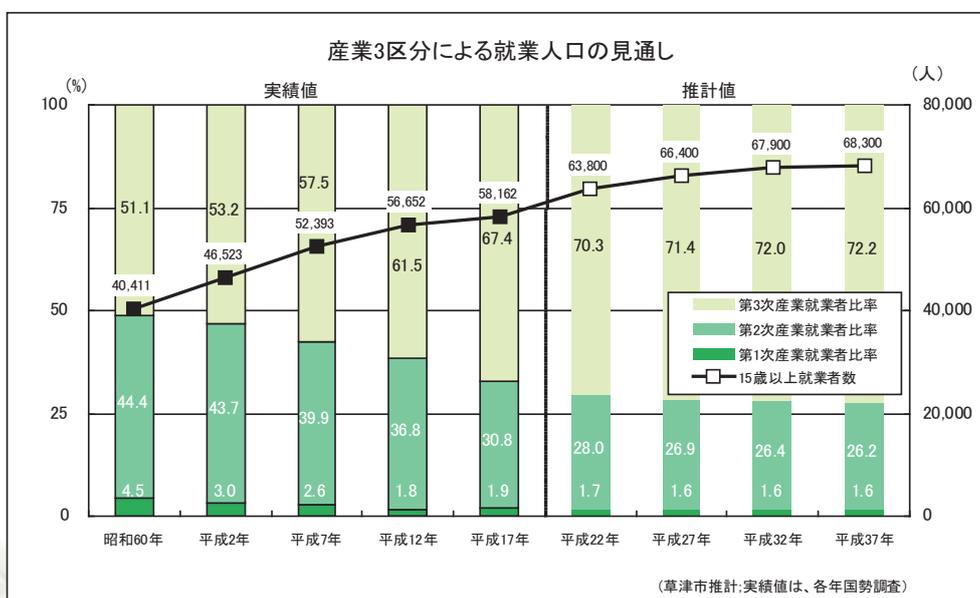




年齢3区分による人口構成についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成22年までは増加しますが、高齢化の進展によって、それぞれの総人口に占める比率は低下する見込みとなっています。老年人口（65歳以上）は、平成17年で16,738人（13.9%）でしたが、平成32年には31,400人（23.3%）まで増加することが見込まれます。



就業者数は、人口増加に伴って伸び、平成32年に67,900人程度になる見込みとなっています。産業3区分別に見ると、第3次産業への移行が進み、平成32年の就業者比率は、第1次産業が1.6%、第2次産業が26.4%、第3次産業が72.0%と見込まれます。



まちづくりの歩み

第1次総合開発計画では「調和のとれた10万都市づくり」、第2次総合開発計画では「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」として、京阪神大都市圏のベッドタウンとして人口が急増するなかで「調和のとれた」まちづくりを進めて現在の都市基盤の礎を築き、第3次総合計画では、都市核の形成や広域圏拠点核の位置づけなど、ハード基盤整備を中心として自主性の高い都市構造づくりを行ってきました。

西暦	1954	1970	1981
和暦	昭和 29 31 39 42 44	45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55	56 57 58 59 60 61 62 63 平成 2 元
総合計画		第1次草津市総合開発計画 「調和のとれた10万都市づくり」 (1) 市民のための市政を高めるために (2) さわやかな明るいまちづくりのために (3) 教育と文化を高めるために (4) 豊かな近代都市づくりのために	第2次草津市総合開発計画 「活力ある調和のとれた市民都市をめざして」 (1) 人間性を尊重するまち (2) 自然の美しさと生活環境を大切にするまち (3) 歴史と伝統を大切にするまち (4) 活力を創造するまち
主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ● 草津市誕生 (草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村が合併) ● 茨川地区編入 ● 市民歌制定 ● 第一回市美術展開催 ● 市民憲章制定 ● 第一回宿場まつり開催 ● 国鉄草津・京都間複々線化完成 	  <ul style="list-style-type: none"> ● 市の花「アオハナ」市の木「キンモクセイ」制定 ● 第一回市民教養大学開講 ● 米国ミシガン州ボンティアック市と姉妹都市提携 ● 「草津市民の環境を守る条例」制定 ● 7万人突破 ● 5万人突破 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言 ● 9万人突破 ● 観音寺市と姉妹都市提携 ● 第一回くさつ産業フェア開催 ● 8万人突破 ● デイサービス事業開始 ● 草津市シルバー人材センター設立 
主な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口 32,126人 ● 湖南衛生プラント完成 ● 上水道の一部給水開始 ● 国鉄草津駅（現駅舎）完成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立保育所（草津保育所）開設 ● 草津用水完成 ● 勤労青少年ホーム完成 ● 学校給食センター完成 ● 近江大橋開通 ● プラスチックごみの再生処理工場運転開始 ● 笠縫公民館改築 ● 清掃工場操業開始 ● 市民体育館完成 ● 志津公民館移転新築 ● 常盤農業者研修センター開設 ● 社会福祉センター完成 ● 志津運動公園完成 ● 勤労福祉センター・働く婦人の家完成 ● 農業者トレーニングセンター完成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 草津第二公民館開設 ● 草津公民館改築 ● 草津市総合体育館完成 ● 笠縫東公民館開設 ● コミュニティ防災センター完成 ● 矢倉公民館開設 ● 市立図書館オープン ● 玉川公民館開設 ● 山田公民館移転新築 ● 老上公民館改築 ● 常盤公民館移転新築 ● サンサン通り・駅西側三路線開通 ● ロクハ公園プール完成



第4次総合計画では、こうしたハード面からの都市機能の集積をいっそう充実させるとともに、これらをより活かすため、環境や人権、パートナーシップの仕組みづくりなどソフト面の強化を目指した新しい取り組みを進めてきたところです。

1991										1999										2010	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
第3次草津市総合計画（ハイプラン21） びわ湖の感動都市 「活力と魅力あふれる生活文化創造のまち」 (1) 人にやさしい生涯健康のまち (2) 感性に満ちた草津人のまち (3) 人が輝き、安心して暮らせるまち (4) 豊かな活力を実感できるまち (5) 快適な都市環境を創造するまち										第4次草津市総合計画（くさつ2010ビジョン） 「パートナーシップで築く 人と環境にやさしい 淡海に輝く 出会いの都市」 (1) 未来を育む人間都市づくり (2) 安全で快適な環境都市づくり (3) 淡海に輝く活力都市づくり										第5次草津市総合計画 出会いが織りなす ふるさと “元気”と“うるおい” のあるまち草津 (1)「人が輝くまちへ (2)「安心が得られるまちへ (3)「心地よさが感じられるまちへ (4)「活力があふれるまちへ	
<ul style="list-style-type: none"> ●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」制定 ●「交通安全都市宣言」 ●第一回「びわ湖草津マフソン」開催 ●草津市史第七巻発行が編さん完了 ●湖岸堤、管理用道路開通 ●中国上海市除塵区と友好交流始まる 										<ul style="list-style-type: none"> ●公文書公開制度スタート ●「草津市環境基本条例」施行 ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●（別府市・摂津市・津山市・君津市・焼津市） ●5都市と相互応援協定締結 ●「草津市人権擁護に関する条例」制定 ●新草津川全川通水の認定取得 ●第9回世界湖沼会議開催（ワークシヨップ、シンポジウム） ●草津宿場400年祭 ●草津市ポイ捨て防止に関する条例施行 ●個人情報保護制度スタート ●11万人突破 										<ul style="list-style-type: none"> ●12万人突破 ●「草津市男女共同参画推進条例」制定 ●「草津市協働のまちづくり指針」策定 ●市の面積が67.92km²なる（琵琶湖湖面分19.70km²増加） ●「愛する地球のために約束する草津市条例」制定 ●2都市（津市・多治見市）と災害支援・友好交流基本協定を締結 ●「熱中症の予防に関する条例」施行 ●市制50周年記念式典開催 ●熱中症予防情報発令開始 ●立命館大学との包括協定締結 ●市民センター・市民交流プラザで諸証明発行開始 	
<ul style="list-style-type: none"> ●草津アマカホールオープン ●さわやか保健センターオープン ●新庁舎で業務開始 ●サイクリング道路三路線全面開通 ●JR南草津駅開設 ●立命館大学びわこ・草津キャンパス開学 ●CZで国際環境技術センター開設 ●市立水生植物公園みずの森開園 ●県立琵琶湖博物館開館 ●史跡草津宿本陣一般公開 ●長寿の郷口クハ荘開館 ●草津コミュニティ支援センター開設 ●こみ焼却炉の延命工事後完了 ●志津南公民館開設 ●市立水生植物公園みずの森開園 ●県立琵琶湖博物館開館 ●史跡草津宿本陣一般公開 ●長寿の郷口クハ荘開館 ●CZで国際環境技術センター開設 ●JR南草津駅開設 ●立命館大学びわこ・草津キャンパス開学 										<ul style="list-style-type: none"> ●南笠東公民館開設・草津宿街道交流館オープン ●武道館・びわびる（人権センター）オープン ●市民交流プラザ・南草津図書館オープン ●市立まちづくりセンターオープン ●南草津駅自転車自動車駐車場オープン ●「くさつ夢風車」完成、通電開始 ●なごみの郷オープン ●草津駅前地下道開通 ●草津グリーンスタジアムオープン ●南笠東公民館開設・草津宿街道交流館オープン ●伯母川ピオ・パーク完成 ●渋川小学校開校 ●大略地区再開発事業「OWNER」オープン ●名神高速道路に「草津田上IC」開通 ●小児救急医療センター開設 ●JR南草津駅西口駅前広場供用開始 ●渋川福複センター開設（障害者福祉センター、発達障害者センター、渋川市民センター「公民館」等） ●都市計画道路大江霊仙寺線（旧草津川区間）開通 ●新名神高速道路開通 ●まちなか交流館・くさつ夢本陣開設 ●大略市民センター（公民館）移転新築 										<ul style="list-style-type: none"> ●まちなか交流館・くさつ夢本陣開設 ●大略市民センター（公民館）移転新築 ●都市計画道路大江霊仙寺線（旧草津川区間）開通 ●新名神高速道路開通 ●JR南草津駅西口駅前広場供用開始 ●渋川福複センター開設（障害者福祉センター、発達障害者センター、渋川市民センター「公民館」等） ●小児救急医療センター開設 ●名神高速道路に「草津田上IC」開通 ●大略地区再開発事業「OWNER」オープン ●伯母川ピオ・パーク完成 ●渋川小学校開校 ●武道館・びわびる（人権センター）オープン ●市民交流プラザ・南草津図書館オープン ●市立まちづくりセンターオープン ●南草津駅自転車自動車駐車場オープン ●「くさつ夢風車」完成、通電開始 ●なごみの郷オープン ●草津駅前地下道開通 ●草津グリーンスタジアムオープン ●南笠東公民館開設・草津宿街道交流館オープン 	

4 時代の潮流

本市のこれからのまちづくりを考える上で重要な時代の潮流を、以下の7点に整理します。

人口構造と社会資本

少子・高齢化が進み人口減少の時代に至ったことで、社会保障制度をはじめとする日本社会の仕組みの根幹が揺らいでいます。また、世帯規模が小さくなり、家族や地域のネットワークから孤立する世帯が増えて、とりわけ子育て期や高齢期の生活課題がより深刻なものとなってきています。

人口や世帯の構造的な変化に対応して、今後とも安定的に継続・発展できる社会としていくため、人口増に依りて社会資本整備を進めた「成長型社会」から、「選択と集中」によって既存の社会資本を効率的に活用する「成熟型社会」へと転換していく必要があります。また、目前には医療や介護等に要する社会保障費のさらなる増加が見込まれることにも備え、さらに地域社会の連帯をより強めて、これを乗り越えていく必要があります。

地方分権と市民自治

国主導型から住民主導・地域主導型の行政へと地方分権が進み、さらに、国においては、第二期地方分権改革※として、道州制※などを含めた、さらなる分権が検討されています。こうしたことを背景に、各自治体には「自主」「自立」を前提とした「自律※」への変革が迫られ、地域経営※を自ら考える立場から新たな行政システムをつくることが求められています。

さらには、身近な地域の自治を地域住民が自律的に行う時代も視野に入れながら、市民と行政、市民と市民など多様な「協働」を基軸とする市民自治の体制を準備していくことが重要となっています。

※第二期地方分権改革：地方分権改革は、平成7年の地方分権推進法の制定から、平成18年の三位一体の改革までの一連の改革を第一期改革と捉えることができます。第一期改革を未完の改革とし、さらなる地方分権改革の推進のため、平成18年12月の地方分権改革推進法の制定によって第二期分権改革が始まっており、基礎的自治体が「地域づくりの主役」となるような体制の整備に向けた検討などが進められています。

※道州制：現行の都道府県制度を廃止し、複数の都道府県を統合した「広域行政体」＝「道」「州」によって自律する自治の体制をつくる制度をいいます。

※自律：自らの意思に基づく決定のもとで、自らの行動を制御することをいいます。

※地域経営：自治体改革のひとつの目標像として、地域社会にある社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供することをいいます。



3 地域経済と都市間連携

製造業等は、貿易や金融などを含めた国際的な政治・経済の影響を受けて、地域経済を大きく左右します。商業等は、今後の人口減少に伴い、大都市圏以外では顕著に落ち込むと見込まれています。

これらを踏まえつつ地域経済を持続的に発展させていくため、地域経済のまとまりを重視して、都市間連携のもとで都市構造を合理的なものに再構築するとともに、少子・高齢化に対応した地域商業等の育成と競争力のある工業等の重点的振興が求められるところです。また、地域のうまいと環境を守る農業については、その活性化と産業価値の高次化※を図っていくことなどが求められます。

※産業価値の高次化：農業本来の第1次産業としての価値にとどまらず、第2、3次産業の価値をも取り込んで、より高次の産業価値を表現し、農業の活性化と持続可能な地域づくりを進めようとするもので、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足し算（または掛け算）すると「6」となることから“第6次産業化”と言われています。

4 地球環境と暮らし

地球温暖化や熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層破壊などの多岐にわたる地球環境問題、資源・エネルギー問題などは、私たちの日常生活、あるいは企業活動、経済活動と深く関わっており、その解決に向けて大量生産・大量消費型社会から省資源・資源循環型社会への転換が進められています。

今後さらに、エネルギー利用などにおける新しい技術の開発・利用と併せて、それぞれの地域で風土などの特性を生かしたまちと暮らしをつくり出し、地球環境と調和した持続可能な社会を形成していくことが求められます。

5 リテラシー 情報活用力とコミュニケーション

インターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達と普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になってきています。しかし一方で、あふれる情報を適切に処理し活用する力を社会的に高める必要性や、拡大する情報格差の解消、プライバシー保護と情報活用の両立の難しさなど、克服すべき様々な課題も山積しています。

また他方では、国や言語などの壁をも超えたコミュニケーションも広く個人のものとなりつつあります。互いに認め合う文化がいつそう社会に浸透していくなかで、多様なコミュニケーションは、一人ひとりが「個性」と「表現」を大切にする価値観へも結びついています。さらにそれは地域へと広がり、地域の魅力を生み出し伝えるものとして、生活に根ざしたコミュニティ・メディアの役割と可能性も高まってきています。

6 多文化共生と地域文化

今日、世界的に人々が国境を越えて移動していく状況が進んでおり、わが国でも「グローバル戦略※」などによって外国人労働者や留学生が年々増加し、国内への定住も進んでいます。こうしたことが、地域社会に様々な影響をもたらしていることに留意が必要です。

その人たちを地域社会の一員として受け入れることは当然求められるところですが、従来の地域社会のなかに、生活習慣など文化的背景が異なる市民が増加するに伴って、その人権と生活を守る上で必要な社会の仕組みやサービスなどの不足が顕著となってきています。

こうした状況に適切に対策し、あらゆる人権と様々な文化を大切にす多文化共生社会として、地域の文化をさらに高めて、世界的な人権文化※の発展に寄与していく必要があります。

※グローバル戦略：「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界の間の人・モノ・カネ、情報の流れを拡大」し、国際社会における日本の成長力・競争力の強化を図るための戦略として、平成18年5月に経済財政諮問会議により示されたもの。

※人権文化：人権文化とは日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいいます。

7 安全・安心と地域社会

近年、世界各地で気候変動などに起因する大きな災害が頻発し、我が国でも台風や地震などの被害が多発しています。さらには、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震の発生予測などもあり、国内に自然災害への不安が強まっています。

また、新しい感染症の発生とその世界的流行拡大の可能性、子どもが被害者となる犯罪や食の安全性への不信につながる事件の続発、さらには身近に起こる火災や風水害、交通事故など、私たちの暮らしの安心を脅かす様々な現状があります。

地域社会の安全・安心を確かなものとしていくため、市民一人ひとりが危機管理に対する意識と知識を持ち、地域社会における人と人のつながりを強めていくことが重要となっています。

5 国・県の動向

本市まちづくりに関わる国・県の主要な動向について、以下にまとめます。

国・広域圏の動き

国土形成計画法に基づく「国土形成計画（全国計画）」（平成20年7月閣議決定）では、国土像を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」として、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を示しています。現在、「国土形成計画（全国計画）」に対応する広域地方計画として「近畿圏広域地方計画」の検討が進められています。

滋賀県の動き

平成19年12月に「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を策定し、構想実現に向けて「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」の3つの戦略を、「暮らし」「経済・産業」「環境」「県土」の4分野から展開していく施策を打ち出しています。



6 主要な課題

草津市の特性や時代の潮流などを踏まえて、本市のこれからのまちづくりの主要な課題について、「人とまち」「暮らしと活力」「自治と地域経営」の3つの視点から以下に整理します。



① “出会い”による市民文化の高まりを

本市は、これまでのまちづくりによって「人口が集積するまち」としての一定の条件を作り上げてきており、市内には、歴史に培われ地域の暮らしになじんだ文化と新しくもたらされる様々な文化が会う機会が広がっています。

こうした“出会いの広がり”に、“多文化間のコミュニケーション”や“互いの認めあい”が生まれるなかで、市民一人ひとりが「まちに対する愛着」や「草津市民であることの自負と誇り」を実感できる“ふるさと草津”の新たな市民文化※の高まりを求めていくことが望めます。

※市民文化：地域社会において市民の多様な関わりあいのなかで育まれる生活文化のこと。

② 人が学び育つ仕組みを

子どもと子育てを取り巻く状況が変化するなかで、家庭や学校の教育力を高めながら、地域ぐるみで子どもの育ちを守っていくことが重要となっています。

未来に夢と希望を導く子どもが健やかに育ち、豊かな心と生きる力、確かな学力を身につけていけるよう、世代を超えた様々な人の関わり合いのなかに「人が学び育つ仕組み」を充実させていくことが求められます。

既に取り組んでいる地域協働合校※や各種スポーツ活動をはじめとして、家庭、学校、地域や企業・大学等との連携を進めて、“未来の担い手”がいっそう輝くまちとなることが望めます。

※地域協働合校：小学校区などを単位とした市内の各地域において、子どもと大人が世代を超えて知恵を出し合い協力して共に活動し、社会の変化に対応するために学び合う「地域学習社会」を表します。

③ 環境と調和したまちを

地球市民として、また、この地に暮らすものとして、私たちは本市を取り巻く自然環境を守り、また、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築する必要があります。

とりわけ、人口増加にあわせて急速に市街化が進んだ結果、琵琶湖や農地、山林、草津川廃川敷地などの土地利用において、より適切な保全と活用を図っていくことが重要となっています。まちの整備にあっては、環境調和を基本として、良好な都市空間やうるおいのある景観の形成などを図っていくことが求められます。



暮らしと活力

① 子ども・子育ての応援と熟年世代の社会参加を

少子化や就労形態の多様化などを背景として「家族」や「育児」の姿が変化するなか、本市では子育て期にある世帯の転入が進んでおり、拡大する子ども・子育て支援の需要に応じていくことが求められています。

また、高齢期を迎えてますます活躍する人が増える一方で、やはり、医療や介護等に要する社会負担が大きくなることも避けられず、熟年世代からの健康増進と介護予防、社会参加の促進等が重要となっています。

これらの課題のほか、障害のある人の地域生活が拡大していることなどにも対応しながら、保健・医療・福祉については、限りある社会資源を有効に活用して適切なサービスの提供に努める必要があります。

② “歩いて暮らせる” まちを

市街地の拡大や郊外での大規模商業施設の立地などにより、これまで以上に自動車に依存するライフスタイルが広がっていますが、その反面、地域生活に密着した身近な商業は弱まっています。超高齢社会が目前であることも踏まえ、市内各地域で既存の商店街や大規模商業施設などを活かして生活に不可欠で基本的な機能が暮らしの身近に配置されるよう誘導を図ることが求められています。また、市街地中心部については、市民や来訪者が生き生きと活動できる“まちなか”として、文化・レクリエーション機能や業務オフィスなどのいっそうの集積が期待されます。

加えて、市内における円滑な移動を確保するため、歩道・自転車道を含む安全で快適な生活道路、市内各地域あるいは市内外を結ぶ幹線道路、公共交通のネットワークを充実させることが望まれます。

③ 充実した都市機能のいっそうの活用を

新名神高速道路の整備などにより、本市は近畿圏、中京圏の両大都市圏を結びつける要衝の地としての交通条件を有しています。JR草津駅・南草津駅周辺にはまちの中心として多様な都市機能が集まり、東南部丘陵地などには県内有数の高度な研究・開発や新産業育成等の機能が集まっています。

これら都市機能の集積を最大限に生かして、企業立地の誘導を図り、異業種交流などを通じて新しい産業や雇用を生み出し、さらに活力と存在感のあるまちとなっていくことが望まれます。

自治と地域経営

① 地域課題に対応できる地域コミュニティを

人口増加が続く本市では、人口特性が小地域単位で様々に異なっています。そのなかには、高齢化が著しく進んでいる地域や子育て期の世帯が多い地域があり、そこでは、地域ぐるみによる日常生活への支援やあたたかい見守りなどが非常に重要となってきています。

そして、地域福祉に関わるものだけでなく、防犯・防災、生活環境など多岐にわたる地域課題への対応については、これまで、町内会や学（地）区単位の取り組みが中心を担ってきたところであり、ボランティア、NPOなどの市民活動団体の取り組みとあわせ、これらの活性化とネットワークの強化を図っていく必要があります。

② 市民自治の“新しい段階”への準備を

本市は、これまで市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」により様々な“担い手”と広く出会いながらまちづくりに取り組んできています。

これまでの「協働」によるまちづくりの成果を基礎として、さらに取り組みの拡充を図り、自治に対する市民意識を高め、身近な地域づくりを地域が主体的に行う体制をつくりながら、市民自治の“新しい段階”に向かう準備を進めていく必要があります。このとき、新しい技術を積極的に活用しながら、地域情報基盤の刷新と情報公開の充実を図っていくことが重要です。

③ 地域経営への転換を

地方分権の時代にあって国の「三位一体の改革」が行われ、地方交付税の大幅な減額や国庫補助負担金の削減がなされる一方、社会保障などの義務的経費※が増大するなど、本市財政は硬直化が進んでいます。

近隣都市との連携など広域的な資源・財源のマネジメントと、地域コミュニティにおけるマネジメントの両面から、地域社会にとって本当に大切なことを市民とともに考え進める「地域経営」を行う必要があります。

※義務的経費：支出が法令などにより義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費など。



基本構想

- 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（グランドデザイン）です。
- ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。
- 草津市議会における議決を受けて策定しています（平成21(2009)年12月22日議決）

この基本構想の期間は、平成22(2010)年度から平成32(2020)年度までとします。

1 将来ビジョン

本市の将来ビジョンを、「将来に描くまちの姿」と将来人口とまちの構造による「基本フレーム」をもって以下に示します。

将来に描くまちの姿

私たちは、将来の草津市を「住み続けたいまち」「草津の市民」としての喜びが感じられるまちとして、以下のように構想します。

高いところさし

将来の草津市では、まちづくりに対する高いところさしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、うるおいと生活の豊かさ、“ふるさと草津”への愛着と草津市民としての私たちの誇りが生み出されています。



出会いが織りなす
“元気”と

出会いと交流

街道文化が息づくまちは、いつも出会いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて知恵と心を育み、生き生きと輝いています。





親しみと憧れ

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の元気・活力となって市民の夢を育み、草津の気風・文化などに市外からも親しみと憧れを集める“新しい魅力”を創り出して、人々の間に様々な感動を広げています。

ふるさと “うるおい”の草津

あるまち kusatsu

自負と責任

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。



基本²フレーム

① 将来人口

本市人口は、基本構想の期末である平成32年に最大となって、その後、減少へ向かうと推計しています。これらを踏まえ、本市では基本構想の人口フレームを以下のとおりとします。

平成32年：135,000人

なお、ここに設定する将来人口を一定の上限と見据えて、既に人口減少社会を迎えた全国自治体の今後の動向に学びながら、成熟型社会のまちづくりを進めていきます。

② まちの構造

ア. 基本的な考え方

自然環境と調和した土地利用を基本に暮らしの基盤を充実させ、さらに、様々な都市機能の集積を誘導して、これらそれぞれがネットワーク化した、便利で快適なまちの構造とします。その要素としては、「ゾーン」「都市拠点」「環状道路」「うるおいネットワーク」として以下に示します。

イ. 3つのゾーン

土地利用の面から、3つのゾーンを位置づけます。

まちなかゾーン

本市の中心市街地で、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化を誘導するゾーンであり、うるおい豊かでのびわいと交流に満ちた、まちなか居住のゾーンです。

文化・交流ゾーン

快適な居住環境を守るとともに、大学を中心とした様々な分野の人材育成・研究・開発のほか、福祉・医療、文化等の交流活動や製造業等の産業活動を促進するゾーンです。

共生ゾーン

農業・水産業のほか、自然環境との関わり合いのなかで市民生活が営まれるゾーンです。このうち湖岸域を、琵琶湖と人の関わり合いをより積極的につくっていく「くさつエコミュージアム※」に位置づけます。

※エコミュージアム：湖岸道路沿道における琵琶湖をはじめとする自然環境や環境関連施設の資源を活用し、自然と触れ合い、研究・学習できる場とするものです。



ウ. 3つの都市拠点

まちの資源の高度集積・活用を生かす3つの拠点を位置づけます。各拠点の相互のネットワーク化を進め、まち全体の活力や魅力を生み出すものとします。

にぎわい 拠点

まちなかゾーンのうち、JR草津駅とJR南草津駅周辺地区を双眼の核としたにぎわいをつくる拠点です。

学術・福祉 拠点

草津JCTや草津田上ICによる地の利を最大限に生かした、産官学あるいは研究機関との連携、新たな産業の創出や福祉・医療、文化等の交流を促進する拠点です。

湖岸共生 拠点

市民や本市を訪れる人に憩いや安らぎを提供し、同時に、人と環境が調和した暮らしについて語りかけてくれる拠点です。「くさつエコミュージアム」のシンボルとなります。

エ. 3つの環状道路

本市の基本的なまちの構造をつくり、市内外を結ぶ「ひがし環状道路」「にし環状道路」と、都市の中心性を高める「まちなか環状道路」を位置づけます。これらの環状道路は、まちの資源の集積と効果的な活用を図るため、相互に接続するものとします。

まちなか 環状道路

JR草津駅、JR南草津駅周辺の「にぎわい拠点」を両端として、「ひがし環状道路」「にし環状道路」の交わりに位置づけた「まちなかゾーン」の内側を環状に結ぶ道路です。

ひがし 環状道路

大津湖南幹線・平野南笠線・山手幹線・下笠下砥山線の4路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「文化・交流ゾーン」を結びとともに、草津JCTや草津田上ICにアクセスする広域幹線ネットワークに接続します。

にし 環状道路

国道1号、平野南笠線、大津湖南幹線、湖岸道路、下笠下砥山線の5路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「共生ゾーン」を結びます。また湖岸道路は、「くさつエコミュージアム」の軸となります。

オ. うるおいネットワーク

緑・水・歴史などに恵まれた本市の特性は、それぞれが相まって、まちと暮らしにうるおいを導いています。これらを本市における人の営みにさらに生かして、市内外から親しみと憧れを集める快適なまちをつくるため、「うるおいネットワーク」を位置づけます。

緑のみち

草津川廃川敷地について、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図り、中心市街地の魅力を高めるとともに、中心市街地・湖岸間を快適に移動でき、憩いの空間が整えられた「緑のみち」とします。



水のみち

草津川をはじめとする河川について、その河川敷や堤防を、水や緑に親しみながらウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができる「水のみち」とします。また、湖岸道路については、「くさつエコミュージアム」の主軸道路として周辺環境と調和した、県内で最も“水の景色”を楽しむことができる快適なルートとします。



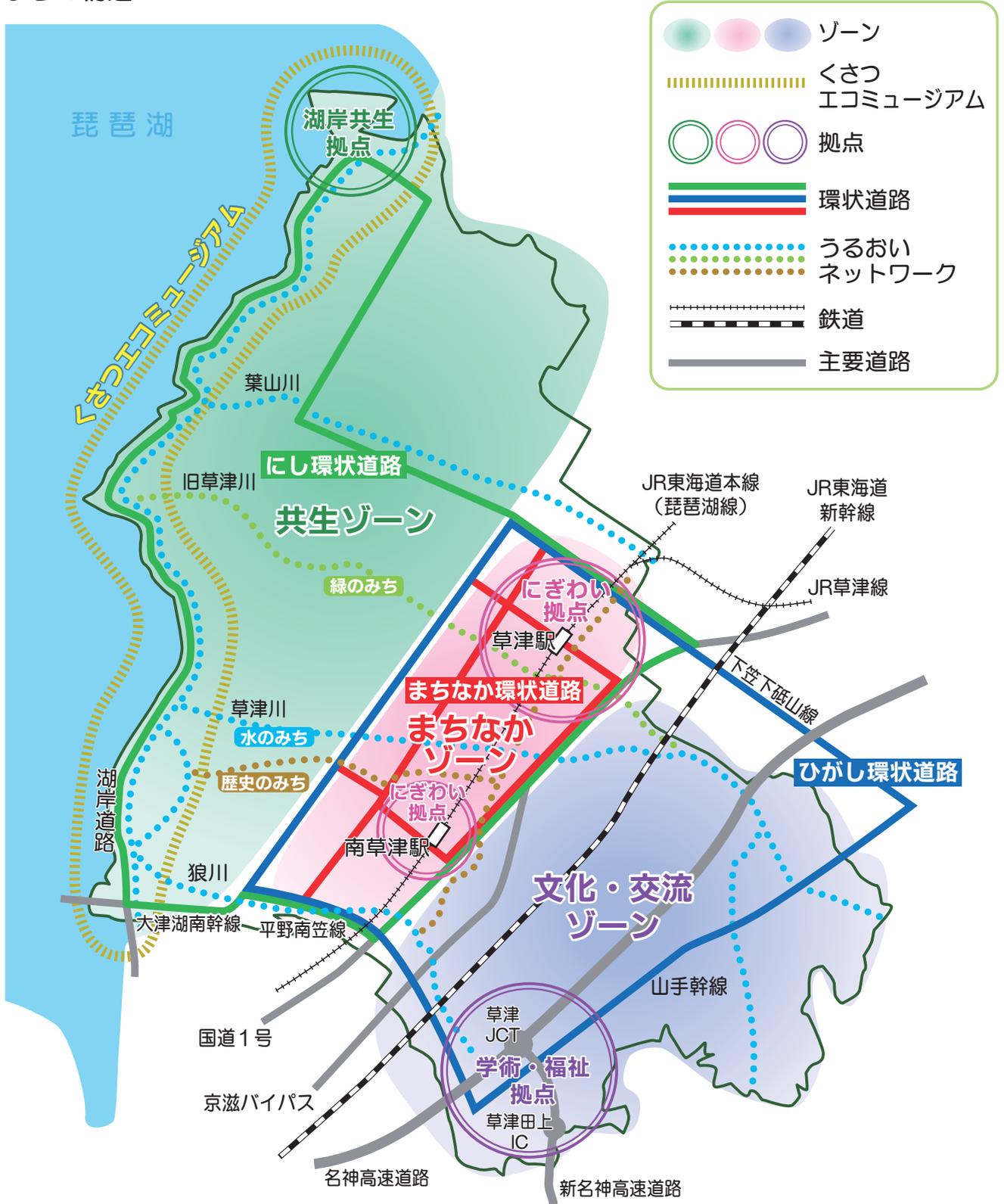
歴史のみち

東海道や中山道などの旧街道やそのほかの様々な歴史資源の適切な保全を図るとともに、それぞれを結びつけ生かし、誰もが楽しめるプロムナードとします。





■まちの構造



2 まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。また、それぞれの内容には、行政分野の各施策の主要な取り組み方向を含んでいます。

「人」が輝くまちへ

出会いとふれあいの豊かさによって、人々が互いを尊重しあう人権文化が花開くまちをつくっていきます。

また、誰もが生涯を通じて楽しく学び、生きがいを持ち、市民文化を守り育みながら、それぞれの個性を生かして輝いていけるまちをつくっていきます。

人権

- 「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言のもとに、一人ひとりの人権が尊重される平和社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るとともに、多文化共生社会へ向けた効果的な取り組みを推進します。



男女共同参画

- 男女がともに社会の対等な構成員として、家庭や地域のなかで一人ひとりが自らの個性を生かした人生を歩んでいける、男女共同参画社会の実現を図ります。



教育・青少年

- 地域社会との連携のもと、一人ひとりの子どもを守り育て、本市の将来を担う次世代が、自らの個性を伸ばして、確かな学力や豊かな人間性、しなやかでたくましい心と体など、人生を歩むための基礎・基本となる“生きる力”を身につけられるよう教育の充実を図ります。



- 青少年が、心豊かで健やかにたくましく成長できるよう、社会全体の中で青少年を温かく見守り、育成していきます。

生涯学習・スポーツ

- 誰もが楽しく生きがいを感じ、生涯を通じて自己を高めることができるよう、学習できる環境を充実していきます。
- 家庭・地域・学校の連携のもとで行っている地域協働合校については、大学等との連携、地域に貢献できる人材の育成などを進めて、地域社会のますますの発展へと結びつけていきます。



- 市民が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、誰もが自分の健康状態や年齢、体力に合わせたスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

市民文化

- 市民文化醸成の取り組みを軸としながら、これまで以上に人と人の出会いとふれあいを活発にしていくことで、市民一人ひとりが「まちに対する愛着」や「草津市民であることの自負と誇り」を実感し“ふるさと草津”を語る事ができる市民となっていけるようなまちづくりを進めていきます。
- 歴史資源の適切な保全と活用、伝統文化の継承を図るとともに、市民の芸術・文化活動の振興に努め、多彩で豊かな市民文化をさらに高めていきます。

「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが等しく、生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。

また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

子ども・子育て

- 子どもの健やかな育ちを守るとともに、家族のあり方の変化に応じて多様化が進んでいる子育て支援のニーズに対応し、保育・在宅保育支援の充実を図っていきます。また、地域ぐるみの子ども・子育ての見守り・応援の取り組みを強めていきます。

長寿・生きがい

- “元気で長生き”のための健康増進と介護予防の取り組みを充実させるとともに、高齢期における社会参加をいっそう進めていきます。また、介護保険制度の適切な運用、生活支援サービスや在宅介護サービスの充実などにより、高齢になっても安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。



障害福祉

- 「障害のある人もない人も、誰もが生き生きと輝けるまち」を目指し、障害福祉サービス等の充実などによって生活の安心・安全を守ることを基本としながら、障害がある・ないにかかわらず、誰もが自らの意思によって自己実現を図ることができる地域社会づくりを進めていきます。





地域福祉

- 誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を安心しておくことができるように、地域社会の様々な担い手の力を集めて、ともに生き、支え合う社会づくりを進めます。

健康・保険

- 市民の健康の保持増進、疾病の予防・早期発見・早期対応のため、健(検)診や健康教室、健康相談、訪問指導等の実施に努めるとともに、“健康づくり運動”をさらに進めることで市民一人ひとりの、自らによる健康づくりの取り組みが進むよう図っていきます。
- 医療保険制度等の適正な運用を行うほか、市民の健康が守れるよう、これまで以上に保険・医療・福祉の連携を強めていきます。

生活安心

- 様々な理由で生活困窮の状態にある人への相談の充実を図るとともに、セーフティネットの制度を適切に運用していきます。
- 消費者・消費団体の育成・支援と消費者保護対策の充実、公衆衛生の向上などにより、市民の暮らしの安心確保を図っていきます。

防犯・防災

- 「危機管理」の考え方のもとで、地震や風水害などの自然災害、事故、感染症の流行などに備え、有事の際の適切な対策がとれるようにしていきます。
- 災害時要援護者対策の充実などを含めて、地域ぐるみによる防犯・防災体制の強化などを図り、地域社会の安全・安心をよりいっそう高めていきます。
- まち全体の総合的な防災力を高めるため、市街地中心部の防災空間の確保や適正な土地利用の誘導を図るとともに、住宅をはじめ建築物や公共施設の耐震化を促進します。
- 河川・排水路の適切な維持管理、天井川の平地化と浸水対策の促進、雨水幹線の整備等を進めます。



「心地よさ」³が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境に、人々の様々な活動が調和する持続可能なまちをつくっていきます。

そして、草津に暮らす人々や、草津を訪れる人々にとって、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさがいつも感じられるまちをつくっていきます。

うるおい・景観

- 湖岸・河川空間などを保全・活用しながら緑化を推進し、まちのうるおいをつくっていきます。特に草津川廃川敷地については、まち全体の魅力をいっそう高める資源として捉え、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図ります。
- 様々な市民の語らいを通じて都市景観や農村景観の良好な形成と誘導を図り、暮らす人・訪れる人の誰もが快適で心地よいと感じるようなまちをつくっていきます。



環境

- 生物多様性の保全を重視して自然環境を守るとともに、地球環境との調和や循環型社会づくりについての学びを深めて、その知識と経験を将来の世代に確実に伝えていきます。
- 省エネルギーや新エネルギー活用をはじめ、環境負荷の低減に取り組む事業者等の拡大を図るとともに、市民自らの日常生活の見直しと環境にやさしいライフスタイルの実践ができる仕組みを整えます。
- 廃棄物の減量と適正処理によって省資源とリサイクルの推進を図るほか、環境美化や公害防止など生活環境の保全に努めます。



住宅・住生活

- 住まいへの多様なニーズを受け止める、良質な住宅ストックによる良好な住環境の誘導を図り、これらの環境を将来に引き継いでいくとともに、市民が居住の場に困ることがないように支援します。
- 市外からも親しみと憧れを集める本市の“まちなか”の魅力をさらに高めるため、JR駅周辺の市街地の整備など、利便性の高い快適な暮らしを実現する基盤づくりを進めます。

上下水道

- 安全で安定した水を供給するため、上水道の整備拡充と適切な維持管理を行います。
- 家庭や事業所等からの汚水を確実に処理するため、下水道の整備拡充と適切な維持管理を行うとともに、水洗化を促進し、生活環境の向上と河川・琵琶湖の水質保全への寄与を図ります。

道路・交通

- 自動車・自転車・歩行者などが、安全で快適に利用できる道路環境を充実させていくため、道路や交通安全施設の整備と適切な維持管理に努めるとともに、交通安全対策の充実を図ります。
- 市内や市内外を結ぶ移動をさらに円滑なものとするため、公共交通を中心とする総合的な交通体系の充実を図っていきます。
- 歩道の段差解消やわかりやすい案内表示等を行い、ハード面・ソフト面の両面からバリア（障壁）を無くし、誰にとっても安全で安心できる、快適なまちと社会をつくっていきます。



「**活気**」⁴があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。

また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活発化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

農林水産

- 地産地消など、地域の生産者と消費者を結びつけ、“顔の見える安心”や食育への寄与を大切にする農業の展開を促進するとともに、生産物の付加価値を高め、ブランド化を進めていきます。
- 本市の農業が地域の環境を守る安定した産業として将来にわたって継続していけるよう努めるとともに、水産業や畜産業の振興を図ります。

商工観光

- 市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めます。
- 産業の高度化と活力ある都市づくりのため、市内立地企業や大学とのネットワークのもとで、異業種交流や産学連携による新産業の創出等を促していきます。
また、市内企業の振興に加えて、地域の資源を生かし、新たな活力をもたらす企業誘致に努めます。
- 自然・歴史の資源だけでなく、まち・暮らし・産業など、本市の様々な資源を生かして、魅力ある観光の振興を図ります。
- 働く人々が働きがいをもって生き生きとできるよう、勤労者福祉の向上を図るとともに、就労相談などの総合的な支援を行います。





コミュニティ ・市民自治

- 地域づくりの拠点として市民センター（公民館）などを積極的に活用して、町内会や学（地）区など地域コミュニティによる活動や市民の主体的なまちづくり活動を促進していきます。
- ボランティアやNPOの活動の場を拡げ、これら活動への市民の参加のための働きかけを充実させるとともに、地域コミュニティ活動との連携を図ります。
- まちづくりに関わる情報の整備を進め、その積極的な受発信に努めるなかで、「草津の魅力」と「草津のまちづくり活動」を市内外に広くアピールして、まちづくり市民活動の交流を図っていきます。



情報・交流

- 地域情報誌やコミュニティFMなどを活用して多様な地域情報の共有を図るとともに、広報の充実など、行政情報をこれまで以上に適宜適切に提供できるよう努めます。
- 充実した都市機能を最大限に生かすとともに、都市間・国際間の交流・協力を進めて、本市に様々な人と文化の出会いとふれあいを導いていきます。
- “若い力”が地域社会のなかで活躍し、新たなまちづくりの動きをつくる原動力となっていけるよう、大学等との連携による仕組みづくりを充実させていきます。



3 行政の姿勢と役割

市民とともに描いたこの基本構想を実現していくため、行政は、地域の社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供する「地域経営」へと自ら大きく転換を図る必要があります。

また、市民一人ひとりのまちへの関わりや、地域単位・テーマ単位など様々な市民活動の展開により、協働の礎（いしずえ）をさらに確かなものとしていかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、本市では以下の2点を示し、基本構想に基づくまちづくりに向かうこととします。



地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。

併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

- 行政サービスのさらなる効率性と質の確保のため、行政自らの意識改革や行政システムの改革を進めるとともに、広域連携のさらなる推進を図ります。
- 対話型行政を前提とした“協働のまちづくり”のため、行政自らの人材の育成や政策形成能力の強化を図っていきます。また、行政情報の積極的な提供や市民ニーズの的確な把握に努めて、市民にわかりやすい行政運営を進めます。





2 協働のまちづくりの基盤強化

参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいつそう展開されるよう取り組みます。

とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものとなることを重視した支援を図っていきます。

- 地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に、より多くの市民が参加・参画・協働し、ともにまちに関わる主体者となれるよう、その機会の多様化やわかりやすい仕組みの整備などに努めます。
- それぞれの地域におけるまちづくりの展開においては、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくり、組織づくりなど、参加・参画・協働※、意思決定の具体的な仕組みを地域自らが作りだし守っていけるよう、総合的に支援します。

※参加・参画・協働：ある活動について、「参加」は「加わる」こと。「参画」は「主体的に加わる」こと。「協働」は「主体的に加わって、ともに何かをつくりあげること」をいう。



